

国民健康保険 後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、
「限度額適用認定証」の申請・更新時期です!!

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、医療機関を受診した際の医療費の窓口負担や入院時の食事代の自己負担額を減額するため必要なものです。

ただし、国民健康保険に加入している世帯で、市道民税課税世帯に属する70歳未満の方の場合は、医療費の自己負担限度額を上回った窓口負担額のみ減額となります。

現在使用している認定証は、7月31日までの有効期限となつています。8月以降に必要な方は、保険係③番窓口で申請・更新手続きを行ってください。

なお、後期高齢者医療制度に加入の方で認定証を申請されたことがあり、平成30年度も対象となる方には、7月中旬以降に保険証と併せて郵送しますので手続きは不要となります。**新認定証の色は「水色」です。**現在お持ちの認定証は、有効期限が切れまじら破棄してください。

また、平成30年8月以降、1か月に一つの医療機関での支払い額が高額になる可能性がある方は、市の窓口にて「限度額適用認定証」の申請をすると、3ページの表に記載の「現役Ⅱ」、「現役Ⅰ」の限度証が交付されることがあります。

◆申請・更新時に必要なもの
保険証、印鑑（国民健康保険に加入している世帯は、世帯主の印鑑）、個人番号カードまたは通知カード

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で手続きが必要な方 (後期高齢者医療保険加入者は今まで一度も申請したことがない方)

区分	対象
70歳以上	現役Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 (課税所得380万円以上690万円程度)
	現役Ⅰ 年収約370万円～約770万円 (課税所得145万円以上380万円程度)
	区分Ⅱ 平成30年度市道民税非課税世帯に属する方
	区分Ⅰ 区分Ⅱの世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が所得0円で、かつ公的年金収入額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方
70歳未満	国保加入者全員が対象です。 ただし、世帯主に国税の滞納がある方は、いったん減額前の額でお支払いいただくことになります。詳しくは保険係③番窓口にお尋ねください。

国民健康保険被保険者証の切り替え

◎新しい被保険者証などに、「北海道」と表記されるようになります

平成30年4月より北海道も国保運営を担うことから、7月中にお送りする新しい保険証などには、「北海道」と表記されます。**新保険証の色は「薄緑色」です。**

※ 保険証の交付はこれまでどおり市で行います。道内市町村間で転出・転入した場合、転入地の市町村で、新たな保険証が交付されます

◎被保険者証と高齢受給者証が一体化します

今回送付分から、70歳以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を1枚のカードとして「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

※ 高齢受給者証を兼ねることになるので、1枚のみで受診できるようになります

◆平成30年度からの新様式◆

北海道 有効期限 平成XX年XX月XX日
交付年月日 平成XX年XX月XX日
国民健康保険 被保険者証 適用開始年月日 平成XX年XX月XX日

記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXXXX
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 X
世帯主名 XXXXXXXXXXXX
住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
保険者番号 [X][X][X][X][X][X][X]
交付者名 XXXXXXXXXXXX

↑国民健康保険被保険者証(70歳未満)

北海道 有効期限 平成XX年XX月XX日
交付年月日 平成XX年XX月XX日
国民健康保険 被保険者証 適用開始年月日 平成XX年XX月XX日
兼高齢受給者証 発給期日 平成XX年XX月XX日

記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXXXX
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 X
世帯主名 XXXXXXXXXXXX
住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
保険者番号 [X][X][X][X][X][X][X]
交付者名 XXXXXXXXXXXX

↑国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(70～74歳)

現在お手持ちの保険証や高齢受給者証は、有効期限まで使用願います。
保険証の発行、紛失などの際は、保険係③番窓口で手続きしてください。

70歳以上の皆さんへ

8月から高額療養費の
上限額が変わります

高額療養費制度は、1か月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合に、その超えた分の金額を払い戻す制度であり、上限額は個人もしくは世帯の所得によって決まっています。

平成30年8月より、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が下記の一覧表のとおり変わります。

また、どの適用区分に該当するかは、保険証や限度額認定証でご確認いただけます。



◆ ◆ ◆ ◆ 70歳以上の方の高額療養費上限額一覧表（月額） ◆ ◆ ◆ ◆

〈平成30年7月まで〉

〈平成30年8月から〉

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 (※2)>	現役Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円(※2)>	
				現役Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満の方	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円(※2)>	
				現役Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満の方	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者および同一世帯にいる被保険者それぞれの方の総所得から33万円ずつ引いた金額の合計額が210万円以下の場合も含まれます

(※2) 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から多数回の該当となり上限額が下がります

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

【お問い合わせ】 保険係 ☎ 2121

保険証のこの部分に、本人窓口負担（一部負担金）の割合を印字しています。



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証の切り替え

現在ご使用いただいている保険証は7月31日で有効期限が切れるため、7月中に新保険証をお送りします。新保険証の色は「桃色」です。現在お持ちの保険証は、新保険証が届きましたら破棄してください。

また、医療機関での本人窓口負担（一部負担金）の割合は、前年中の所得に基づき決定しますが、有効期間内であっても、所得や世帯構成などの一部変更に伴い、本人窓口負担（一部負担金）の割合が変更となる場合は、市から新たな保険証をお送りします。